

京都市交通局管理規程第 1 1 号

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程

京都市交通局次長等専決規程の一部を次のように改正する。

第 1 条中「次長，部長」を「次長，技術長，部長，室長」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 7 条」を「第 6 条」に改め，同項中「京都市交通局事業所規程」の右に「第 6 条」を加える。

別表第 1 部長共通の項中「部長共通」を「部長及び室長共通」に，「京都市交通局厚生会」を「京都市職員厚生会」に改め，同表安全運行管理官，課長及び事業所長共通の項中「京都市交通局厚生会」を「京都市職員厚生会」に改める。

別表第 2 次長の項の次に次の 1 項を加える。

技術長	(1) 技術事務に関すること。
-----	-----------------

同表企画総務部長の項中第 7 号を削り，第 8 号を第 7 号とし，第 9 号から第 1 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ，同項中第 1 9 号から第 2 2 号までを削り，同項の次に次の 1 項を加える。

営業推進室長	(1) 広告媒体に関すること。 (2) 京都市交通局広告取扱規程第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する広告料金の割引に関すること。 (3) 通学定期券発売学校の指定に関すること。 (4) 通学定期券発売学校の学外実習先の指定に関すること。 (5) 定期券の払戻し及び書換手数料の減免に関すること。 (6) 事業概要及び統計速報の発行に関すること。 (7) 乗車券の調整に関すること。 (8) 不用乗車券及び原紙の廃棄に関すること。
--------	---

同表総務課長の項中第 5 号から第 9 号までを削り，職員課長の項中「京都市交通局厚生会」を「京都市職員厚生会」に改め，財務課長の項の次に次の 1 項を加える。

営業推進課 長	(1) 拾得物の取扱いに関すること。
------------	--------------------

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)